

明るい新年

みんなで迎える

無災害



## 職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ

愛知

労働局

&

労働基準監督署

Aichi Labour Bureau

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSEめざとこにき。



運動期間：2024年12月1日～31日

あいち安全経営本舗®

リスクアセスメントを通じPQCDSEめざとこにき。

## 労働者の皆さん・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さん・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
  - 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
  - 作業手順を決めていますか？
- 臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
  - 階段に手すりを設置していますか？
  - 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
    - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
    - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
    - ・どのように待つか決めていますか？
  - 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
  - あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

